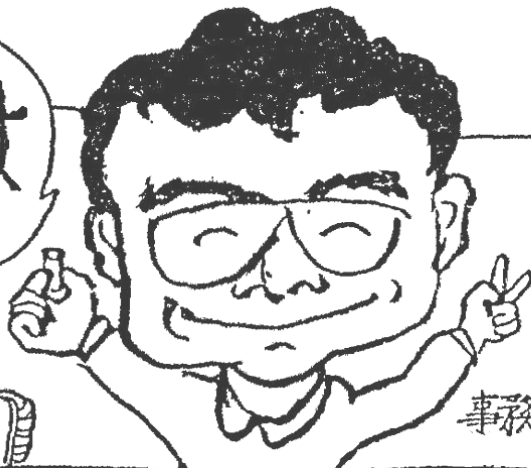


こんにちは

日本共産党
県議会活動報告
週刊ニュース

2015年3月15日 NO.837



きらとみひこ

吉良富彦です

事務所

吉良富彦事務所 855-9439 愛宕商店街
議会控室 823-9524 県議会内

ついに改善へ 全国最低の臨時教員処遇

2月末、県教委は臨時教員の処遇を改善する事を明らかにしました。年度末と年度初めにおける臨時教員の雇用期間が長くなり、無権利無報酬での勤務実態が是正へと動き始めます。

保険証も手当も無し 実態示し徹底追究

本県の臨時教員の雇用期間は、卒業・進学・入学という最も忙しく大切な3月24日～4月4日の期間が外され、この期間、臨時教員は賃金のみならず、社会保険が無くても子どもたちのため学校に出向くことが一般化していました。

私は、昨年2月議会、そして9月議会と2度にわたってその全国最低の実態を示し、改善を迫っていました。

その結果、2月議会での是正求めた質問に答

えて本年度の雇用期間を昨年度より2日間長くして、4月2日～3月24日へと改善が図られました。昨年9月議会での私の更なる追及を受けて、この度の改善へ動くこととなったのです。

来年3月～4月の間 年金&保険証が継続

【改善点①】

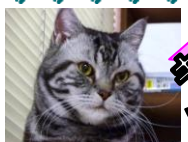
この4月の
新年度から雇
用期間が

- ・義務関係；4月2日～26日、
- ・県立高校関係；4月2日～30日となり、年金も社会保険も継続となります。

【改善点②】来年の4月からの雇用期間は、小中学校も県立高校関係もやっと他県並みに4月1日～3月30日となります。

このことによって、現在支給されていない4月の扶養・住居・通勤の各種手当が支給されることとなります。これらは、他県ですらに今でも実施されているものです。

臨時教員が不足し、先生がいない教室が常態化し、学力保障でも大きな支障をきたしている責任は、他県では考えられない県教委のこれまでの姿勢にあると言えます。



カラリン
にやんでも通信



●東京にいる教え子から「結婚式のお祝辞を」とのお招きを受け上京、華やかな婚礼の席へ。美しい花嫁の隣にたつ青年、まばゆいばかりの姿。5・6年生を担当し22年の時を経てまなお脳裏に浮かぶ表情の数々、まるで昨日の様。こころ優しい彼の末永い幸せを祈り、心からのエールを、祝辞にこめて贈りました。ゆうすけ君、お幸せにね。

無料法律・生活相談

- 3月19日(木)午後6時～8時
- 山本尚吾弁護士(高知法律事務所)
- 場所 愛宕商店街
吉良富彦事務所

※お問合せ & ご予約は
088-855-9439